（遺族に対する一時金の決定の請求）

第百三十条　法第九十三条第一項に規定する一時金について、法第四十二条第一項の規定による決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。

一　請求者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号並びに請求者と組合員又は組合員であつた者との身分関係

二　組合員又は組合員であつた者の氏名、生年月日、基礎年金番号及び死亡した年月日

三　組合員又は組合員であつた者の退職当時又は死亡当時の所属機関の名称

四　払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号

五　その他必要な事項

2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　組合員又は組合員であつた者の死亡に関して市町村長に提出した死亡診断書、死体検案書若しくは検視調書に記載してある事項についての市町村長による証明書又はこれに準ずる書類

二　組合員期間等証明書

三　請求者と組合員又は組合員であつた者との身分関係を明らかにすることができる市町村長による証明書、戸籍の抄本若しくは戸籍の謄本又は除籍の抄本若しくは除籍の謄本

四　死亡した組合員又は組合員であつた者の死亡の当時その者によつて生計を維持していたことを証する書類

五　請求者が婚姻の届出をしていないが組合員又は組合員であつた者と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を証する書類

六　請求者（配偶者、十八歳に達した日以後最初の三月三十一日までの間にある子又は孫、父母及び祖父母を除く。）が、障害等級の一級又は二級の障害の状態にあるときは、その障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書

七　預金口座の口座番号についての当該払渡金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類

八　その他必要な書類

3　組合は、第一項の請求書を提出する者について、知事等から本人確認情報の提供を受け、第一項第一号及び第二号に掲げる事項その他必要な事項について確認を行うものとする。この場合において、これらの事項（前項の規定により提出された書類により確認できる事項を除く。）について確認を行うことができなかつた場合には、組合は、その請求者に対し当該これらの事項について確認できる書類の提出を求めることができる。

4　第一項の請求書を提出する者が、同一の給付事由により同時に厚生年金保険法による遺族厚生年金の裁定請求をするときは、第二項の規定にかかわらず、同項の規定により当該請求書と併せて提出しなければならないこととされた書類のうち当該遺族厚生年金の裁定請求書に添えたものについては、第一項の請求書に併せて提出することを要しないものとする。

（三歳に満たない子を養育する組合員等の給付算定基礎額の計算の特例を受ける場合の申出等）

第百三十一条　法第七十九条第一項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を組合に提出することによつて行うものとする。

一　申出者の氏名、生年月日、住所、基礎年金番号並びに組合員証の記号及び番号

二　法第七十九条第一項に規定する基準月において組合員であつた当時の所属機関の名称

三　三歳に満たない子（以下この条において「子」という。）を養育することとなつた年月日

四　地方公務員等共済組合法施行規則（昭和三十七年自治省令第二十号）第二条の六の四に規定する事由が生じた場合にあつては、当該事由が生じた年月日

五　子の氏名及び生年月日

六　その他必要な事項

2　前項の申出書を提出する場合には、次に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えなければならない。

一　子を養育することとなつたことによる法第七十九条第一項の申出をする者　次に掲げる書類

イ　当該子の生年月日及びその子と申出者との身分関係を明らかにすることができる市町村長による証明書又は戸籍の謄本若しくは戸籍の抄本

ロ　当該子を養育することとなつた年月日を証する書類

ハ　その他必要な書類

二　地方公務員等共済組合法施行規則第二条の六の四各号に掲げる事由が生じた年月日において子を養育することによる法第七十九条第一項の申出をする者　次に掲げる書類。ただし、当該子について、前号の申出をしたことがある者及びこの号の申出をしたことがある者については、イに掲げる書類を提出することを要しない。

イ　当該子の生年月日及びその子と申出者との身分関係を明らかにすることができる市町村長による証明書又は戸籍の謄本若しくは戸籍の抄本

ロ　地方公務員等共済組合法施行規則第二条の六の四に規定する事由が生じた年月日に当該子を養育していることを証する書類

ハ　その他必要な書類

3　法第七十九条第一項の申出をした者は、同項第三号から第六号までのいずれかに該当するに至つたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を組合に提出しなければならない。

一　申出者の氏名、生年月日及び住所

二　基礎年金番号並びに組合員証の記号及び番号

三　子の氏名及び生年月日

四　法第七十九条第一項第三号から第六号までのいずれかに該当するに至つた年月日

五　その他必要な事項

（厚生年金保険法による三歳に満たない子を養育する被保険者等の標準報酬月額の特例に係る申出）

第百三十二条　前条の規定は、厚生年金保険法第二十六条第一項の申出について準用する。この場合において、前条中「法第七十九条第一項」とあるのは「厚生年金保険法第二十六条第一項」と、「地方公務員等共済組合法施行規則（昭和三十七年自治省令第二十号）第二条の六の四」とあり、及び「地方公務員等共済組合法施行規則第二条の六の四」とあるのは「厚生年金保険法施行規則第十条の三」と、「組合員であつた当時の所属機関」とあるのは「被保険者であつた者が使用されていた事業所」と読み替えるものとする。

（厚生年金保険法による三歳に満たない子を養育する被保険者等の標準報酬月額の特例に係る申出の特例）

第百三十三条　第三号厚生年金被保険者が法第七十九条第一項の申出をした場合には、厚生年金保険法第二十六条第一項の申出をしたものとみなす。

2　第三号厚生年金被保険者が第百三十一条第三項に規定する届出書を組合に提出した場合には、併せて厚生年金保険法第二十六条第一項第三号から第六号までのいずれかに該当した旨の届出がなされたものとみなす。

（併給調整事由該当の届出等）

第百三十四条　退職年金の受給権者は、法第八十条第一項第一号に定める場合に該当することとなつたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を組合に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日及び住所

二　退職年金の年金証書の記号番号

三　退職年金の支給の停止の原因となつた公務障害年金（以下この条及び次条において「併給調整年金である公務障害年金」という。）の支給を受けることができることとなつた年月日及びその年金証書の記号番号

四　その他必要な事項

2　法第八十条第二項の規定により退職年金の支給の停止の解除を申請しようとする者（以下この項において「退職年金の停止解除申請者」という。）は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した申請書を組合に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日及び住所

二　当該申請に係る退職年金の年金証書の記号番号